

社会福祉法人那覇市社会福祉協議会

歳末たすけあい配分金福祉活動助成事業実施要綱

この要綱は、社会福祉法人那覇市社会福祉協議会（以下「本会」という。）助成金交付規程第3条に基づく。

1 目的

「歳末たすけあい運動」は、共同募金運動の一環として地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉施設等の関係機関・団体の協力のもと、日々閉じこもりがちで交流機会の少ない世帯や新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得て様々な福祉活動の推進に必要な事業費の助成等の支援を行い、那覇市における住民福祉活動の振興を図ることを目的とする。

2 実施主体

社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会

3 助成対象団体等

(1) 市内を活動範囲とし、1年以上の活動実績があり、住民参加による地域福祉活動を推進する団体等で、次に掲げるものとする。

- ① 介護者・家族の会などの当事者団体等
- ② ボランティア団体・NPO 法人
- ③ 単位民生委員児童委員協議会
- ④ 自治会、その他社会福祉に関連のある住民組織
- ⑤ 地域の住民組織化を支援する機関・団体
- ⑥ その他本会会長が必要と認めた団体

4 事業内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 多世代・多様な市民の交流、地域参加促進事業
- (2) 歳末見守り交流事業
別に定める実施要項に基づいて実施する

5 助成対象経費等

(1) 歳末助け合い活動を推進するために、次に掲げる経費等を対象とする。

- ① 謝礼金（講師謝礼金）
- ② 旅費（費用弁償）
- ③ 需要費（消耗品費、燃料費、食料購入費、印刷費、光熱費）
- ④ 役務費（通信運搬費、広告料、手数料）
- ⑤ 使用料及び賃借料
- ⑥ その他の経費（上記以外で本会会長が必要と認めるもの）

(2) 次に掲げる経費については助成対象としない。

- ① 会員の福利厚生および慶弔等に関する互助共済を目的とする経費
- ② 人件費に関する経費
- ③ 営利を目的とするまたは見なされる経費
- ④ 他より事業助成等を受けている事業

⑤ 視察旅費

6 助成額

助成額は、毎年度の予算の範囲内で助成する。

※歳末たすけあい募金運動の協力状況によっては、減額または助成が認められない場合がある。

7 対象事業期間

毎年12月1日から翌年の1月31日までの事業

8 支援活動等

(1) 本会は、助成団体の活動を支援するために、助成団体の主体性を尊重し、活動の企画および実践活動について情報の提供ならびに連絡調整等を行う。

(2) 助成を受けた事業を実施する場合は、事業内容等により本会を共催または後援、協力団体として位置づけることができる。

9 助成の申請

助成を受けようとするものは、歳末たすけあい配分金福祉活動助成事業申請書(様式1)と歳末たすけあい配分金福祉活動助成事業計画・内訳書(様式2)を、本会会長あてに申請するものとする。

10 助成の決定

(1) 本会は『歳末たすけあい配分金福祉活動助成事業審査会』を開催し、別紙助成審査基準に基づいて助成申込のあった事業内容を審査の上、助成決定する。

(2) 歳末たすけあい福祉活動助成審査基準は別に定めて、毎年度基準を決定する。

11 実績報告書の提出

助成を受けたものは、事業終了後に歳末たすけあい配分金福祉活動助成事業実績報告書(様式3)、実績報告・内訳書(様式4)、ありがとうメッセージ(様式5)を本会会長あてに提出しなければならない。

12 助成金の返還

助成金の返還が発生した場合は、指定した期日までに助成金の一部または全部を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年10月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年8月31日から施行する。